



千葉労働局発表
平成 25 年 11 月 11 日
14 時解禁

【照会先】
千葉労働局職業安定部職業対策課
課長 香取 正昭
課長補佐 若林 正一
(代表電話)043-221-4391(内線 3760)

報道関係者 各位

中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表

雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金については、不正受給を防止するため、平成 22 年 11 月 1 日から、不正受給を行った事業主を公表することとしたところであるが、今般、下記の事業主について、中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給したことが確認されたので、公表することとする。

記

事業主	名称	株式会社 アセットオール
	代表者氏名	代表取締役 洞 洋子
事業所	名称	株式会社 アセットオール
	所在地	千葉県柏市あけぼの 4-3-23 パーソナル 1-101
	概要	労働者派遣業
不正受給の概要	金額	¥ 4, 9 3 0, 8 6 0 円
	内容	中小企業緊急雇用安定助成金について、講師が不在にも関わらず、教育訓練を実施したとして偽って「研修報告書」及び「教育訓練実施実績表」を作成し、不正に受給を行ったため。

☆ 制度の説明

1 雇用調整助成金制度

雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等を実施する事業主の方に対して、休業手当、賃金の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的としている。

なお、平成 25 年 4 月 1 日以降「中小企業緊急雇用安定助成金」は、「雇用調整助成金」に統合された（助成金の仕組みは今までと同様）。

2 助成金の支給額

休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の、雇用調整助成金は 1/2（中小企業は 2/3）。ただし、1 人 1 日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成 25 年 8 月 1 日時点で 7,830 円）が限度となる。

教育訓練を実施した場合は、訓練費として 1 人 1 日当たり雇用調整助成金は事業所外訓練 2,000 円（中小企業 3,000 円）、事業所内訓練 1,000 円（中小企業 1,500 円）を加算する。

3 教育訓練

以下のような教育訓練は助成金の対象とはなりません。

- (1) 当該企業において通常のカリキュラムに位置付けられているもの。
- (2) 法令で義務づけられているもの。
- (3) 転職や再就職の準備のためのもの。
- (4) 教育訓練科目、職種等の内容に関する知識または技能、実務経験、経歴を有する指導員または講師（資格の有無は問わない）により行われないもの。
- (5) 講師が不在であり、かつビデオや DVD 等を視聴するもの。

※DVD等視聴に限らず、自習や講師が不在の訓練は、対象となりません。

- (6) 教育訓練の助成を受ける事業主の事業所内で実施する訓練の場合で、通常の生産ラインにて実施するものなど通常の実業活動と区別がつかないものまたは教育訓練過程で生産されたものを販売するもの。
- (7) 過去に行った教育訓練を、同一の労働者に実施するもの。
- (8) 海外で行われるもの。
- (9) 外国人技能実習生に対して実施するもの。